

鳥取縣公報

昭和二十五年十二月十九日 火曜日

本書ノ大キサヘ國定規格A五例

條例

◆鳥取縣條例第五十三号

鳥取縣家畜人工授精講習会受講料徵收條例を次のように定める。

昭和二十五年十二月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣家畜人工授精講習会受講料徵收條例

第一條 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）

第十六條第二項第二号の規定により知事が行う鳥取縣

家畜人工授精に関する講習を受けようとする者は、こ

の條例の定めるところにより受講料を知事の発行す

る納入告知書により前納しなければならない。

第二條 前條の受講料の額は二百円とする。

第三條 既に納めた受講料は、如何なる事由があつても

返さない。
附 則
この條例は公布の日から施行し昭和二十五年十月一日から適用する。

告示

◆鳥取縣告示第五百九十九号

昭和二十五年四月鳥取縣告示第百八十二号（他の都道府
県との犬及び猫の移出入禁止の件）は廢止した。

昭和二十五年十二月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第六百号

狂犬病予防法（昭和二十五年八月法律第二百四十七号）

00902

第十五條の規定により當分の間他の都道府縣との犬の移出入を禁止する。但し移出入の日以前六箇月以内に狂犬病の予防注射を受けたもので保健所長の證明書のあるものはこの限りでない。

昭和二十五年十二月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

中浜村一円

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

主要食糧小売販賣業者甲の業者登録を受けた西伯郡中浜村農業協同組合の事業区域を次のように改める。

昭和二十五年十二月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

中浜村一円

◇鳥取縣告示第六百一號

次の者に対する主要食糧小売販賣業者甲の業者登録を取消した。

昭和二十五年十二月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 鳥取縣第二〇一號

代表者氏名 松本 清

営業所の所在地 西伯郡中浜村佐斐神二九一八

事業区域

中浜村佐斐神

◇鳥取縣告示第六百三號

農地調整法第九條ノ四第五項の規定により左記の通り小作料の減免條件の件を認可した。

昭和二十五年十二月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一 認可年月日 昭和二十五年十二月十三日
一 申請をした町村(地区)農地委員会の名称

鳥取市稻葉地区農地委員會

同 中ノ郷地区同

岩美郡倉田村同

同	宇倍野村同
同	成器村同
同	大茅村同
同	面影村同
同	小田村同
同	岩井町同
同	八上村同
同	丹比村同
同	若櫻町同
同	中私都村同
氣高郡大正村同	
同	松保村同
同	吉岡村同
同	瑞穂村同
氣高郡浜村町同	
同	旭村同
同	竹田村同
同	小鹿村同
同	三朝村同
同	花見村同
同	淺津村同
同	東郷松崎村組合同
同	三徳村同
同	倉吉町同
同	小鴨村同
同	上小鴨村同

00903

00933

田村（地圖）農地委員會の名稱

鳥取市稻葉地区農地委員會
同 中ノ郷地区同

作料の減額請求を相当と認めたときには、減額する。減すべき額について貸主および借主の協議がととのわない場合は、農地委員会が、農業災害補償法の適用によつて借主が受けるべき利益の程度を考え、貸主およ

四 認可をした减免條件を適用する農地の所在
び借主の利益を公平に調整して定めた額による。

の地域内に在る農地の賃借地全部

◆鳥取縣告示第六百四號

農地調整法第九條ノ七において準用する同法第九條ノ四の規定により左記の通りかんがい排水費、修繕費及び改良費の負担の件を認可した。

昭和二十五年十二月十九日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、認可年月日

昭和二十五年

月十三日

鳥取縣公報

第一千百七十号

昭和二十

(第三種郵便物認可)

五

00906

東伯郡西郷村同	同	由良町同
長瀬村同	同	八橋町同
橋津村同	同	成美村同
宇野村同	同	同
舍人村同	同	以西村同
松崎村組合同	同	安田村同
淺津村同	同	渡村同
花見村同	同	上道村同
南谷村同	同	余子村同
北谷村同	同	大篠津村同
高城村同	同	法勝寺村同
灘手村同	同	五千石村同
上北條村同	同	同
中北條村同	同	同
大誠村同	同	同
淀江町同	同	同

三、認可をしたかんがい排水費、修繕費及び改良費
かんがい排水及び小規模の開墾等についての経常費で、
昭和二十年度の賃貸人負担額を超える部分は、賃借人
の負担とする。

小修繕費及び小改良費は、賃借人の負担とし、その

他のものは争者の任意とする。

四、認可をしたかんがい排水費、修繕費及び改良費の負
担区分を適用する農地の所在

昭和二十五年十二月十三日各町村(地区)農地委員
会の地域内に在る農地の賃借地全部

◆鳥取縣告示第六百五号

肥料取締法(昭和二十五年五月法律第二百二十七号)の規
定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十五年十二月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 次に掲げる農業水利改良事業の事務を掌理せし
めるため鳥取縣農業水利改良事業所を置く。

- 一、調査設計に関する事項
- 二、工事監督に関する事項
- 三、用地買収並びに補償に関する事項
- 四、前各号の外特に命ぜられた事項

第二條 事業所の名称位置及び管轄区域は次の通りであ
る。

登録番号	肥料の含有する主成分の最少量(%)	名 称
島取縣一八三	菜種油粕	五、三 二、三 一、三

(西伯郡大山村
字坊領二七
馬田達夫)

鳥取縣南谷村外三ヶ村用水改良事業所 東伯郡南谷村大鳥居 東伯郡南谷村、上小鴨村、小鴨村、北谷村、山守村
鳥取縣米川用水改良事業所 米子市東町 米子市弓浜部一円

鳥取縣大口北用水改良事業所
鳥取縣大井手用水改良事業所
鳥取縣羽合用水改良事業所

鳥取市東町
同
東伯郡上井町

岩美郡倉田村、面影村、米里村、鳥取市
八頭郡河原町、鳥取市、氣高郡大正村
東伯郡上井町、上北條村、中北條村、花見村、
橋津村、長瀬村、淺津村

附 則

1、この規程は公布の日から施行する。

2、昭和六年九月鳥取縣告示第三百二十九号鳥取縣農業

水利改良事業出張所設置規程は廃止する。

◇鳥取縣告示第六百九号

鳥取縣日野郡根雨町大字板井原地内縣有林の立木を次の

通り鳥取縣会計規則により処分する。

昭和二十五年十二月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、場 所 日野郡根雨町大字板井原一林班に小班
一、樹 種 檜
一、樹 令 四十五年
一、材 積 一、一二〇石

昭和二十五年十二月十九日印刷
昭和二十五年十二月十九日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日) 発行 (鳥取縣鳥取市東町)
(第三種郵便物認可)

印 刷 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 印 刷 所

鳥取縣規則第七十号鳥取縣職員退職手当支給條例の施行
細則中改正規則中十四頁上段の附則中「第十一條」「第
十二條」「第十三條」「第十四條」はそれ、「第一條」
「第二條」「第三條」「第四條」の誤り。

昭和二十五年九月十五日鳥取縣公報第二千百四十三号中
誤植があるので、次のように訂正する。

記

一、入札場所 日野地方事務所
一、同 日時 昭和二十五年十二月二十五日午後一時
一、同 保証金 見積價格の百分の五以上
一、伐採搬出期間 計約締結の翌日より起算して向一
ヶ年間
一、契約事項 売買契約の内容は入札前に縣側より示す
一、その他 現地視察希望者は地元板井原部落村上
虎治の案内により下見されたい